

## 平成28年度第2回印西市情報公開・個人情報保護審査会 報告事項

「印西市建設工事等の金額入り設計書の交付に関する事務取扱要綱」の制定による金額入り設計書の情報提供について（報告）

入札・契約に係る設計違算・疑義に対応するため、平成28年12月13日、印西市告示第16号「印西市建設工事等の金額入り設計書の交付に関する事務取扱要綱」が公布されました。これにより、入札参加者は、落札候補者決定日から3日間のうちに、担当課に申し込むことで、開示請求することなく、7日以内に、金額入り設計書を電磁的記録で受け取ることができるようになりました。そのため、今後、金額入り設計書の開示請求件数が減少する可能性があります。

なお、金額入り設計書の開示請求は、これまでどおりでき、情報公開制度に変更はありません。入札参加者に限り、金額入り設計書の交付を受ける方法が増えたということになります。

## ●金額入り設計書の交付に関する比較

	開示請求	情報提供
根拠法令等	印西市情報公開条例	印西市建設工事等の金額入り設計書の交付に関する事務取扱要綱
対象文書	公文書（第2条）	建設工事及び最低制限価格を付した街路樹管理業務、公園管理業務、草刈業務その他これらに類する業務の委託の金額入り設計書（建設工事等）
対象者	市民、利害関係者（第5条）	当該金額入り設計書に係る建設工事等の入札参加者（市外を含む）
開示受付期間	制限なし	3日間（落札候補者決定日からその日の2日後の正午まで）
開示までの日数	原則14日（第12条）	速やかに交付（1～7日）
請求方法	開示請求書を実施機関に提出（第6条）	金額入り設計書交付申込書に記録型光ディスク（未使用品）を添えて担当課に提出
交付方法	紙（第14条）	PDFファイル形式の電子データ（CD-Rなどの記録型光ディスク）
費用	コピー代、送料（第15条）	無料



印西市建設工事等の金額入り設計書の交付に関する事務取扱要綱を次のように定める。

平成28年12月13日

## 印西市告示第166号

印西市建設工事等の金額入り設計書の交付に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事及び最低制限価格を付した街路樹管理業務、公園管理業務、草刈業務その他これらに類する業務の委託（以下「建設工事等」という。）の金額入り設計書の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「金額入り設計書」とは、市が発注した入札に係る建設工事等に際し、予定価格を算出した単価及び金額の記載された設計書をいう。

(交付対象者)

第3条 金額入り設計書の交付対象者は、当該金額入り設計書に係る建設工事等の入札参加者とする。

(交付)

第4条 金額入り設計書の交付を受けようとする者は、落札候補者の決定がされた日からその日の2日後（印西市の休日を定める条例（平成元年条例第19号）に規定する市の休日を除く。）の正午までに、金額入り設計書交付申込書（別記様式）に記録型の光ディスク（未使用品に限る。）を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、郵送による提出は認めないものとする。

- 2 金額入り設計書の交付は、電磁的記録（PDF形式による。）により行うものとする。
- 3 金額入り設計書の交付に係る費用は、無料とする。
- 4 第1項の申込みがあったときは、速やかに当該申込みに係る金額入り設計書を交付するものとする。

附 則

この告示は、平成29年2月1日から施行する。

別記様式

## 金額入り設計書交付申込書

年 月 日

印西市長

様

住 所

氏 名

連 絡 先

下記の建設工事等に係る金額入り設計書の交付を申し込みます。

記

建設工事等の 名 称	
建設工事等の 担 当 課	

備考

- 1 1件の工事につき、1枚の記録型の光ディスク（未使用品に限る。）を添えて提出すること。
- 2 この申込書は、建設工事等の担当課に提出すること。